

お客様各位

東海東京証券株式会社

【重要】店頭外国為替証拠金取引の税制改正に関するご案内

平素は「外為プラザ(外国為替証拠金取引)」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 23 年度に成立した税制改正に伴い、平成 24 年 1 月 1 日より、店頭外国為替証拠金取引の税率が一律 20%の【申告分離課税】が適用されることになりました。「外為プラザ」の平成 24 年 1 月 1 日以降の損益も【申告分離課税】が適用となります。

主な改正点は以下のとおりです。

1. 税率は一律 20% (所得税 15%、地方税 5%) の【申告分離課税】になります。
2. 取引所取引や他の先物取引で発生した損益を合算できます。
3. 一年間の損益が損失の場合、確定申告により最大 3 年間の損失を繰越し控除することが可能になります。

なお、この度の税制改正に伴い、平成 24 年 1 月 1 日付で「店頭デリバティブ取引に係るご注意および店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」を下記のとおり改定いたします。平成 24 年 1 月 1 日以降にお取引画面にログインする場合は、書面をご確認のうえご同意いただくことが必要となりますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

「店頭デリバティブ取引に係るご注意および店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」		
	変更後(平成 24 年 1 月 1 日～)	変更前(～平成 23 年 12 月 31 日まで)
<p>【P.12】 13.税金について</p>	<p>「外為プラザ」のお取引により1年間に生じた下記(1)および(2)の合計額から必要経費を差し引いたものが「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また、通算して損失となる場合は、一定の条件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。なお、決済していないポジションの損益は対象になりません。</p> <p>(1) 反対売買により確定した損益 (2) スワップポイントの損益 詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>	<p>「外為プラザ」のお取引により1年間に生じた下記(1)および(2)の合計額から必要経費を差し引いたものが「雑所得」となります。決済していないポジションの損益は対象になりません。</p> <p>(1) 反対売買により確定した損益 (2) スワップポイントの損益 詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>また、2012 年から税制が変更になり、2012 年以降の決済による損益は変更後の税制が適用されます。</p>

以上

当社の概要

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第 140 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

取引開始にあたっては店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面、店頭外国為替証拠金取引約款等を十分にお読みいただき、店頭外国為替証拠金取引について十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断においてお申込みください。

手数料等諸費用について

「外為プラザ(外国為替証拠金取引)」の取引手数料は無料です。

リスク等について

- ・ お取引するために差し入れていただく証拠金は、お取引金額(数量×為替取引レート)の4%以上で当社の定めた金額となります。なお、発注時の証拠金は、お取引金額(数量×為替取引レート)の4%に103%を乗じた金額となります(口座開設後、初めてお取引される場合は最低1万円です)。
- ・ 「外為プラザ(外国為替証拠金取引)」は最大25倍のレバレッジを掛けることが可能です。したがって、お取引金額がお預けいただく証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・ 「外為プラザ(外国為替証拠金取引)」は通貨の価格変動等により損失が生じるおそれがあり、為替レートが予想と逆方向に大きく変動した場合には損失額がお客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 為替レートは売値と買値に差があります。
- ・ 「外為プラザ(外国為替証拠金取引)」は当社及び当社のカバー取引先の信用状況により、お客様が不利益を被ることがあります。
- ・ 取引システムやお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- ・ スワップポイントは、保有するポジションに対して2国間の金利差などを基に算出される金額の受払いが生じますが、2国間の金利の変動により受払いが逆転することがあります。